

令和3年6月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年6月22日（木）18時
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地判断について
議案第5号 農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画について
8. 報 告 報告第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
9. 議 事
- 局 長

それでは、ただいまより、令和3年6月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。なお、13番福崎委員より遅刻の連絡を受けております。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さん今晚は。先日、夏至が過ぎましてこれからは日中の時間が短くなっていきますが、皆様方におかれましては、田植えは順調に終わったことと思います。新型コロナについては、未だに収束する気配を見せておりません。そういった中で、新型コロナに対するワクチンについては、65歳以上の方から接種が始まっておりまして、私は先日2回目の接種を受けたと

ころであります。副作用の心配があることは存じておりますが、出来るだけ接種していただくようお願いします。農作業に関しましても、田植えが終わったら、多少時間に余裕が出来ますが、暑くなってくるので、体調に気を付けていただき農作業に従事していただきたいと思ひます。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願ひします。

会 長

それでは、令和3年6月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひします。

本日の議事録署名人には、10番の松岡委員さんと、11番の大前委員さんの両名、よろしくお願ひします。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思ひます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を、議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページ2ページで、5案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件と番号2の案件につきましては、譲渡人が東京都在住であるため、農地については処分したいので譲り受けてもらえる農家を探してもらいたいという申し出があったもので、立石会長、瀬川会長職務代理者、地元委員さんの働きかけで売買契約の締結に至った案件でございます。

なお、申請地には水稲・レタスを作付けする計画が提出されております。

次に番号2ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

なお、申請地には水稲・麦を作付けする計画が提出されております。

次に番号3ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件の譲渡人は、昨年8月、相続により申請地を取得したものでありますが、労力不足により農地の維持管理が出来ず、親類で引き取ってもらえる方を探していたところ、申請地の近くに農地を所有している譲受人と売買の話がまとまったため、申請がされたものです。

なお、申請地にはニンニクを作付けする計画が提出されております。

次に番号4ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件の譲渡人は、平成31年4月、相続により申請地を取得したものでありますが、労力不足により農地の維持管理が出来ないため、引き取ってもらえる方を探していたところ、申請地の近くに農地を所有している譲受人と売買の話がまとまったため、申請がされたものです。

なお、申請地には水稻を栽培する計画が提出されております。

次に番号5ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

【申請地読み上げ】

本案件は、労力不足により経営規模の縮小を図る譲渡人と、野菜が栽培できる農地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請がされたものです。

なお、申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

以上、申請があった5案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有機械の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の耕作の用に供する30アールの下限面積要件及び第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしております。そのため、農地法第3条第2項の各号の禁止要項には該当しないため、許可

相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】

申請は、【申請地読み上げ】に、自己住宅平屋建1棟147.92㎡を建築するものです。

申請人は賃貸住宅で居住されていますが、子供ができることから、親元に近い本申請地に住宅を新築することを計画したものであります。

なお、本申請地は5月28日に農業振興地域整備計画変更のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用で

きるものと考えます。

以上、1案件、登記地目は田が1筆、畑が1筆転用面積は331㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

申請地は〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

先日現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですので。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、1案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転であります。

【申請人読み上げ】

申請は、譲受人が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、資材置場・車輛置場とするものです。

譲受人は高松市に本店を置いておりますが、善通寺市を中心として、主に土木建設業を営む会社であります。譲受人は、現在利用している資材置場の賃貸借契約が終了するため、新たな資材置場の取得を計画したものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上、登記地目は田が1筆、転用面積は205㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

申請は〇〇町ですので、〇〇地区の委員にご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

先日現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、非農地判断を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第4号、非農地判断についてご説明いたします。議案書の5ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】

本申請は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】につきましては、高祖父が明治40年頃に申請地に隣接した宅地にゴム製品加工工場を建築した際に一体として利用されていたもので、昭和27年10月21日の農地法施行前より宅地として利用されていたものであったため非農地の証明願いが提出されたものであります。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

先日現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議
お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題
ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問な
どはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、非農
地判断につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計
画について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画
についてご説明いたします。議案書の6ページ7ページで、4案件でござ
います。

議案第5号につきましては、備考の欄に記載いたしておりますが、4案
件全て現在の借受者が耕作不能となったため、香川県農地機構は、期間・
権利内容を引き継いで新たな借受者に、転貸するものであります。配分計
画としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号、農地中間管理事業法に係る農用地利用配分計画につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで、1案件でございます。

番号1ですが、残存小作地の合意による解約であります。

【申請人読み上げ】

本通知に係る農地、【申請地読み上げ】は、経営基盤強化促進法により平成27.11.1～令和3.10.31までの6年間で賃貸借契約していたものですが、賃貸人が議案第1号番号4での案件のとおり、農地を手放すため解約をしたものです。なお、離作補償はありません。

今月は1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方

のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり
受理することに決定いたします。

会 長

これで本日の議案審議等については、全て終了いたしました。

これをもちまして、6月の農業委員会総会(定例会)を終了いたします。
どうもありがとうございました。

閉会時刻 18時42分 終了